

大洲市公共下水道整備審議会

(2) 大洲市下水道事業の経営状況について

大洲市

17

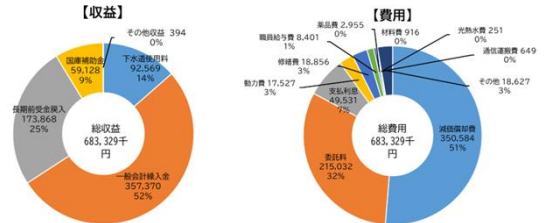
2 経営状況 令和6年度決算

(1) 公共下水道

税抜

収益的収支

(単位: 千円)



20

1 事業概要

○ 事業の現況

(R8.3.31現在)

	公共下水道	農業集落排水
建設事業開始年月日	H1.10	S61.10
供用開始年月日	H7.7	H1.9
処理区	2	1
処理場数	2	1
計画処理能力(m ³ /日)	4,750	449
雨水ポンプ場数	3	-
処理区域内人口(人)	7,983	881
接続人口(人)	4,757	755
水洗化率(%)	59.6	85.7
全体計画面積(ha)	336	24
処理区内面積(ha)	262	24
下水道管布設延長(km)	62	9

18

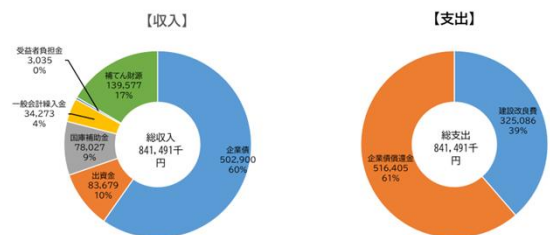
2 経営状況 令和6年度決算

(1) 公共下水道

税抜

資本的収支

(単位: 千円)



21

1 事業概要 (1) 公営企業

公営企業とは

- 公営企業とは、地方公共団体の行う事業のうち、「企業」と認められるもの。
- 一般会計においては税収等を対象として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に関する経費については、原則として事業の経費に準じた収入から充てられる。
- 上記の例外として、事業の経費に準じた収入をもって充てることができない経費(国庫補助金、国庫補助金等)は、一般会計からの繰入金で充てられる。
- ※1【国庫補助金】における、国庫補助金の交付に要する経費、※2【国庫補助金】における、国庫補助金の交付に要する経費

公営企業の経理について

- 一般会計が負担すべき経費を除き、税金収入で賄う独立採算による経費が行われる。
- 独立採算の原則に基づき(経済活動に準じて)把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と特別会計の区分による経理が行われる。



19

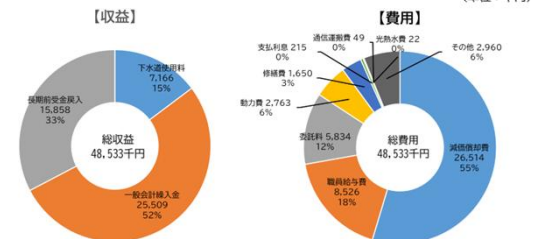
2 経営状況 令和6年度決算

(2) 農業集落排水

税抜

収益的収支

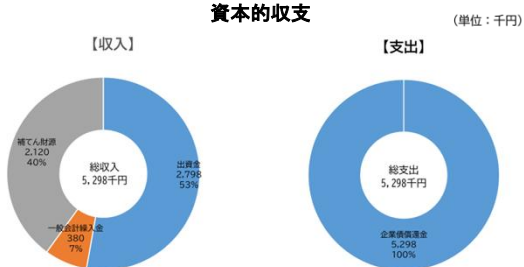
(単位: 千円)



22

2 経営状況 令和6年度決算

(2) 農業集落排水



23

経営指標【使用料単価】

公共下水道事業

- この指標は、有収水量1mあたりの下水道使用料収入であり、下水道使用料の水準を示します。
- この数値が高すぎても、低すぎても適正な下水道使用料の水準とはいえないため、定期的(3～5年)に使用料が適正であるか検証を行う必要があります。
- 大洲市の使用料は、整備区域の拡大を優先に事業を進め、22年から改定を行っていないため、類似団体平均よりも低くなっています。低い状態は、経費回収率の悪化を招き、経営圧迫を引き起こす要因となり得ます。



26

経営指標【経常収支比率】

公共下水道事業

- この指標は、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示しています。
- 経常収支比率は100%以上となっていることが望ましい状態といえます。
- 経常収支比率は100%以上である状況が続いていますが、経常収益の中に、一般会計からの増益を補てんするための補助金(基準外繰入金)が含まれているためです。



24

経営指標【経費回収率】

公共下水道事業

- この指標は、汚水処理費(下水道使用料で回収すべき経費)をどの程度下水道使用料で賄えているか示しています。
- 100%以上である場合は、下水道使用料で必要な経費を賄えていることになります。
- 大洲市の使用料は、平成22年から改定を行っておらず、経費回収率は100%を大きく下回り、類似団体平均値より低い状況です。
- 使用料収入よりも汚水処理費の上昇が上回り、令和6年度は回収率が低下しています。令和7年度は回復しますが、8年度は低下する見込みです。これは、点検調査など周期的な費用の計上と物価高騰が影響する見込みです。



27

経営指標【汚水処理原価】

公共下水道事業

- この指標は、汚水(有収水量)1m処理するのにかかるコストを示しており、有収水量と汚水処理に要した費用(維持管理費)から算出されます。
- この数値が高いと、コストがかかっていることになるので、数値としては低い方が望ましいです。
- 大洲市の汚水処理原価は、類似団体平均値よりも高くなっており、面整備が完了しておらず有収水量が増えていないことなどが要因と推測できます。令和7年度に包括委託業務を実施し、維持管理費の削減に努めておりますが、物価上昇等により増加が懸念されます。



25

経営指標【汚水処理原価】

農業集落排水事業

- この指標は、汚水(有収水量)1m処理するのにかかるコストを示しており、有収水量と汚水処理に要した費用(維持管理費)から算出されます。
- この数値が高いと、コストがかかっていることになるので、数値としては低い方が望ましいです。
- 汚水処理原価は、近年、類似団体平均値よりも高い傾向にあります。今後、人口減少により、有収水量(下水道使用料徴収の対象となる水量)が減少する見込みであることから、更なる経営改善に努める必要があります。



28

経営指標【使用料単価】

農業集落排水事業

- この指標は、有収水量 1 m³あたりの下水道使用料収入であり、下水道使用料の水準を示します。
- この数値が高すぎても、低すぎても適正な下水道使用料の水準とはいえないため、定期的（3～5年）に使用料が適正であるか検証を行う必要があります。
- 大洲市の使用料は、平成16年から改定をおこなっていないため、類似団体平均よりも低くなっています。低い状態は、経費回収率の悪化を招き、経営圧迫を引き起こす要因となります。



29

令和7年度経営状況

公共下水道と農業集落排水の統合

- 令和7年度（決算見込み）
 - 経常収支比率 100.0%
 - 経費回収率 58.2%
（公下 61.1%・農集 36.1%）
 - 水洗化率 62.2%
 - 企業債残高 52.9億円

32

経営指標【経費回収率】

農業集落排水事業

- この指標は、汚水処理費（下水道使用料で回収すべき経費）をどの程度下水道使用料で賄えているかを示しています。
- 100%以上である場合は、下水道使用料に必要な経費を賄えていることになります。
- 大洲市の使用料は、平成16年から改定を行っておらず、経費回収率は100%を大きく下回り、類似団体平均値より低い状況です。
- 使用料収入よりも汚水処理費の上昇が上回り、令和6年度は回収率が低下しています。令和7年度からは回復しますが、今後、施設の維持修繕等の費用増加が予測されます。



30

3 今後の事業環境 (1)有収水量

下水道事業



接続人口はR18頃まで増加⇒有収水量の増加

- 公共下水道は、肱北処理区の面整備の概成後、約10年程度は接続人口の増加に伴い有収水量が増加すると見込まれる。
- 農業集落排水の有収水量は、少子高齢化等の人口減少要因により減少を見込む。

33

県内団体の状況

県内団体の使用料単価・経費回収率

公共下水道



【県内15団体の平均値】
使用料：154.9円/m³ 経費回収率：79.6%

- 使用料単価：県内平均値より低く、県内13番目
- 経費回収率：県内平均値より低く、県内14番目

農業集落排水



【県内11団体の平均値】
使用料：162.2円/m³ 経費回収率：55.1%

- 使用料単価：県内平均値より低く、県内11番目
- 経費回収率：県内平均値より低く、県内9番目

31

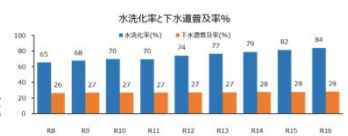
3 今後の事業環境 (2)水洗化率

- 水洗化率とは処理区域内人口（下水道に接続が可能な人口）における接続人口の割合

※水洗化率＝接続人口÷処理区域内人口

- 下水道普及率とは行政区域内人口（市の人口）における処理区域内人口の割合

※下水道普及率＝処理区域内人口÷行政区域内人口



将来の需要・財源予測に基づく投資財政計画の数値により作成

- 令和7年度末の水洗化率（処理区域内人口のうち接続人口の割合）は62.2%となりました。
- 今後も継続的に接続促進活動を実施し、水洗化率の向上に努めてまいります。

34

3 今後の事業環境 (3)使用料収入



- R18頃まで接続人口は増 ⇒ 有収水量の増 ⇒ 使用料収入の増
- 青の棒グラフのとおり、接続人口の増、有収水量の増に伴い使用料収入は微増しますが、経費回収率は50%台を推移し、一般会計からの繰入金に依存している状態から改善できていない状況です。

35

(2)下水道使用料（総務省通達）

- 総務省より使用料の適正化について次の通知が発出されています。

【平成26年8月29日付け総務省公営企業課長等通知】

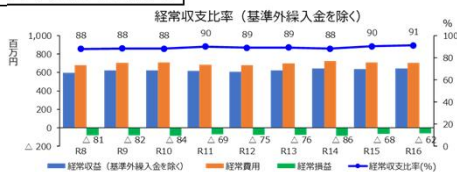
下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。

- 総務省が最低限の経営努力として求める使用料単価
 $\dots 150\text{円}/\text{m}^3 = \text{月}3,000\text{円}/20\text{m}^2$ (税抜)
- 【大洲市の使用料単価（令和6年度単価）】
- 公共下水道事業 133.4円 差額 16.6円
※現行使用料施行年 平成22年
- 農業集落排水事業 88.2円 差額 61.8円
※現行使用料施行年 平成16年

38

3 今後の事業環境 (4)経常収支比率

基準外繰入を除く



- 経常収支比率は100%となっていました、損益不足分の補てんとなる基準外繰入金を除くと経常損益はマイナスとなり、100%を下回ります。
- 一般会計からの繰入金に依存している状況あり、令和8年度からの5年間で3億9千万のマイナス補てんとなっています。

36

(3)下水道使用料の改定の必要性に関する検証の必要性

- 国土交通省「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正」

【令和7年度以降の交付要件】

- 令和2年度以降、すくなくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施
- 経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期等）
- 経営戦略の公表

39

4使用料に対する今後の状況 (1)経営戦略より投資財政計画

経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略期間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
経営戦略見直し	○					○					○
使用料改定の必要性検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
使用料改定				○				○			
農排統合	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
経費回収率 (%)	41				54						73

- 経営戦略の中で、『定期的に、使用料改定の必要性を検討し、必要に応じて使用料改定を計画すること』としています。
- 経費回収率100%を目標に、経営戦略計画期間では73%を目指すものとなっています。

37

(4)近年の使用料収入改定状況

- 西予市 令和6年4月1日
- 内子町 令和6年5月請求分より
- 西条市 令和7年9月請求分より
- 東温市 令和8年4月1日
- 新居浜市 令和8年10月1日
- 八幡浜市 令和8年10月1日

40

まとめ

- 下水道使用料が、下水道事業の収益的収入の**14%程度**しか占めていない。
- 使用料で負担すべき維持管理費の**50%**も賄えていない。
- 損失を補てんする基準外繰入金(税金)は、毎年度**8千万前後**の補てん額が必要と見込まれる。



損失(赤字)部分については一般会計からの基準外繰入金にて補てんされており、**繰入金に依存した経営状況のため、一般会計を圧迫している。**

41

まとめ

- 有収水量・接続人口の増加による使用料収入は、**大きな増加は見込めていない。**
 - 将来の人口減少や施設の維持管理費の増加による経営への**負担**が心配される。
- 
- 将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくために、汚水処理費の削減、有収数量の増加に努めるとともに、**基準外繰入金の削減**を行い、経営改善、経営基盤の強化に努める必要がある。

使用料改定による収入金額の増額が必要

42